

# 労働者はドレイではない ～労働基本権は 人間の尊厳と自由をまもる権利

政府は48年12月、労働基本権剥奪の「代償措置」であるとして、人事院勧告制度を発足させました。しかし、第1回の勧告後、人事院は、5年間にわたって賃上げ勧告を出さず、その後も金額

や実施時期のねぎりがしばしば強行されてきました。それ自体、許されないことですが、そもそも、労働基本権の「代償措置」などがあるのでしょうか。

## 生存権、自由権としての意義を持つ労働基本権

憲法第28条は、労働者の団結権・団体交渉権・団体行動権(ストライキ権)を保障しています。それは、憲法第25条で保障している生存権を実現するうえでも、不可欠だからです。人間らしい生活のためには、賃金改善はもとより、労働時間短縮、休暇や福利厚生の実施などを使用者に要求し、たたかうのは当然の権利です。そのことから、労働基本権は、生存権としての意義をもっています。

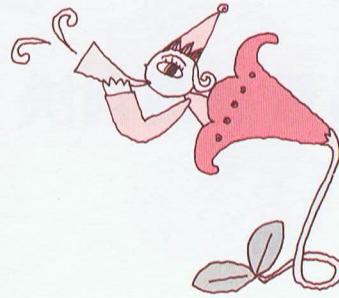
くわえて大切なことは、労働基本権

は、人間としての尊厳をまもり、自由をかちとるための権利でもあるということです。いま、日本には、長時間・超過密労働、過労死や一方的なストライキ「合理化」など、人間の尊厳さえもふみにじるような過酷な現実があります。奴隷のような労働はきっぱりと拒否する。自分の意志に反して労働を強制されない。資本からは支配されない。労働基本権は、そうした人間としての尊厳と自由を実現するための根源的な権利なのです。

## 「代償措置」などは本来存在しない

したがって、労働基本権が、奴隷の

ような労働から開放し、労働者が人間



らしく生きるための権利である以上、その剥奪にとまなう「代償措置」などは、本来、存在しません。このことは、スト処分をめぐる裁判闘争の多くが、この「代償措置」をめぐるたたかわれていることから、非常に大切な論点です。



早朝時間内職場集会への露骨な干渉(1971年7月15日)

## ただちに消防職員の団結権の保障を

消防職員の「職責と職場規律の維持」を口実にして、政府が団結権を認めていないのは、世界でもいまや日本だけである。これは、勤労者の団結権を保障した日本国憲法や日本国政府も批准したILO 087号条約にも明確に違反している。

消防職員の団結権保障の世論が高まるなかで、政府は95年に消防法を「改正」し、各消防職場に消防職員委員会が設置されることになった。しかし、これは実際の運営は上司が一方的に議事をすすめる、自由な議論もできないなど極めて非民主的な運営となっており、団結権保障とはまったく無縁のものである。

団結権の保障は、市民の生命、財産をまもるために、消防職員が安心してはたらく職場環境、労働条件を確立するうえでも欠かすことはできない。労働基本権のなかで、最も基礎となる団結権をただちに保障すべきである。

## IL0・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」と権利確立

「教員の地位に関する勧告」(1966年)は、ILO総会で採択された「結社の自由および団結権保護条約」「団結権および団体交渉権条約」などの基本的人権の保障を前提とし、それらを補完するものとして採択された。

勧告では、学問の自由をはじめとする教育における自主的権限の保障、政治活動の自由など市民的権利の確立を求めている。

給与と労働条件の労使間の交渉をつうじての決定、争議を解決するための労使合同機構の設置、争議解決のための手だてをつくしたうえでのスト行為などの保障を求めている。

さらに、教員の責任を果たせるようにするため、教育政策の策定などについての教員団体との協議を当局に要求するなど、勧告に定められた権利の確保は、今日的にも重要な意義をもち、その実施は国際的な責任ともなっている。